

議案第36号

基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）の公布に伴い、関係条例の引用条文の整理が必要なため、基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例を改正する必要がある。

令和8年9月11日原案可決